

ニュースから考える

最近、飲食関係のお客さんが増えて来ました。経営者の皆さんに実際に聞いてはいませんが・・・お客様に喜んで貰いたい、少しでも多くの人に知ってもらいたい・・・繁盛店になり雑誌やTVで注目を浴び金銭的にも余裕ができたなら良いなと思っているのではないのでしょうか。

あの「ミシュラン」の星を取るなどとの大きな夢を持って起業する人は稀だと思います。しかし、ほとんどの人が願っても叶わない栄冠を手に入れたにも関わらず国税局から罰せられた有名店があります。

大阪・梅田の人気たこ焼き店「はなだこ」の運営会社と関連会社の計3社が大阪国税局の税務調査を受け、2018年4月までの5年間で計約1



億4千万円の所得隠しを指摘されたことが11月26日、報道関係者の取材で分かりました。重加算税を含む追徴税額は約8千万円と巨額です。

はなだこは「ミシュランガイド京都・大阪2018」に5千円以下で良質な食事ができる店「ビブグルマン」として掲載され、JR大阪駅東側の高架下にある「新梅田食道街」で営業、インバウンド(訪日外国人客)も訪れる超人気店です。

脱税の手口はレジを操作して客の購入記録を消去するなどして売上げを除外、また従業員の給与にかかる源泉所得税の一部も納付していなかったとかなり杜撰なものでした。

つい最近も、だらしのない自分の性格が原因で数年間無申告だったと会見した有名芸能人が活動停止に追い込まれました。税金は勿体ないと思うのも理解できなくもありませんが・・・ずるい経営者が得する世の中ではありません。

えると「足跡が残らない」と隠し財産を把握出ない・・・つまり誤魔化した金額が解らないのです。まさにこの経営者はそれを実行しているのです。税務署との過去のバトルを武勇伝のように話すその経営者を信じる事ができないので、当然破談です。

消費増税後の景気対策としてポイント還元などを使って国がキャッシュレス社会を目指しているのは皆さんもお感じだと思います。その理由の一つに「預金・電子マネー」などの把握可能な貨幣にしたいとの思惑がありそうです。先ほどの人気たこ焼き店の現金売上を無かった事にするとといった手口はキャッシュレスが普及すると防ぐ事が出来ます。

今回ばれた・・・のは税務署職員が何回も客として店を訪れ、並んでいる客の数とレシートの通し番号などから全体の売上げを推計し脱税額を把握しました。レシート番号という「足跡」がたこやき店の敗北の原因です。手書きなら分らなかったのに・・・合理化・効率化が裏目に出てしまったようです。

私たちが民間組は企業経営者の考えを聴こう・理解しようと思っています。一方、OB組の税理士は脱税摘発の経験から悪い経営者の考え・やり方を知っています。飲み会などの場で同じ税理士でも見方・考え方がこんなに違うのか・・・といつも感心しながら聴いています。

脱税とキャッシュレス社会

税理士には大きく分けて「税務署OB」と「民間(国家試験)」組の二つの流れがあります。



数年前、ある経営者から当事務所に頼みたいとの連絡が入り話を聞きに行き、提示された決算書類などを見て違和感を覚える点がありました。それは・・・預金を含め金融機関との取引がない事です。ふと・・・OB税理士が語っていた事を思い出しました。「記録があるから脱税がばれる」。税務署サイドの視点で考

佐藤寿志税理士事務所 006-0022 札幌市手稲区手稲本町2条2丁目4番7号 TEL(011)699-5925

不正は会社をダメにする

最近あまり聞きませんが、昔、建設関係で結構あった相談です。「取引先から現金を要求されたのでどう処理したら良いですか？」。

これも「足跡」を残さないでいわゆるバックを要求するという悪質なものです。税務上、現金でのバックは当然、経費にはなりません。しかし、金券ショップでは商品券が沢山流通している現実があります。商品券の購入により領収書を入手、金券ショップで現金化するなどの方法で裏のお金に利用されているのでしよう。

いずれにしても、人の弱みに付け込むような取引先とは縁を切った方が良さそうです。もし、社長がこのような事を認めていたら同じことをする従業員が出ないとも限りません。

だらしない・・・は従業員を犯罪者にする

ある税理士から実際に聞いた話ですが、「従業員に使いこみされた」。そんな事が本当にあるのだろうか？と思うのですが同じような話は数回聞いたことがあります。

手口は簡単なものですが、経営者がだらしない事が原因です。経営者は現金を仮払し毎回 5 万円持って行くとします。1 日、10 日、20 日などの定期的なものではなくお金がなくなる都度経理から貰っています。ひと月に 2 回の時や 5 回などまちまちです。飲み会参加が多い盆暮れは回数が多くなり、しかも領収書を



貰い忘れする事がたびたびです。

さあ、なぜ、これで従業員が犯罪者になるのでしょうか？

それは、経営者は何回 5 万円持って行ったかを記録を残さないで経理担当者は便乗し自分の財布にも 5 万円を入れるようになるのです。現金なのに「足跡」が残さない事で従業員に横領といった犯罪をさせたのです。従業員の人生を狂わせないためにも、足跡の記録と管理は徹底にしましょう。

忘年会シーズン到来ですが、お金の管理は適切に！

事務所からのお知らせ

会社の健康診断として経営分析を行っていますので担当者にお尋ね下さい。また、お知り合いの経営者でお悩みの方がおられましたらお気軽にご相談ください。

今月の経営のヒント : お金の流れは「透明」に



今月のことば

悪銭身に付かず

(ことわざ)

編集後記:

たまに、会社のお金を自由に使える「幹部」がいます。このような幹部にはある程度の仕入・外注先の選定、価格交渉、接待費の利用などの権限が与えられています。しかし、真面目で一生懸命だったはずの幹部が与えられた権限を悪用し、不正行為で辞めていった場面を数回見た事があります。そうなった場合、金銭的にも人財的にも会社は多大な損害を受けます。そうならないためにも、不正を防ぐ仕組みを会社に組み込む必要があります。

当事務所のお客様の最近の黒字決算割合 (TKC が証明するデータを使用しています)

最近 1 年間 : 66.7%

(国税局の発表によると法人の黒字割合は 33.2% (28 年 4 月 ~ 29 年 3 月) です)